

せいかつ ほご 生活保護のしおり

せいかつ ほご しんせい こくみん けんり
～生活保護の申請は国民の権利です～



この「しおり」は、生活保護の制度について説明したものです。
お困りのことや、わからないことがある方はお気軽にご相談ください。
また、電話によるお問い合わせもできます。

やまぐちしふくしじむしょ 山口市福祉事務所

ちいきふくしかせいかつしえんだいいちたんとう
地域福祉課生活支援第一担当
やまぐちそうごうししょない
(山口総合支所内)

〒753-8650 やまぐちしかめやまちょう ばん ごう
山口市亀山町2番1号
でんわ
電話：083-934-2791

ちいきふくしかせいかつしえんだいにたんとう
地域福祉課生活支援第二担当
おごおりそうごうししょない
(小郡総合支所内)

〒754-0002 やまぐちしおごおりしもごう ばんち
山口市小郡下郷609番地1
でんわ
電話：083-976-4381

目 次

せいかつ ほ ご
生活保護とは P 1

せいかつ ほ ご う ようけん
生活保護を受けるための要件 P 2

せいかつ ほ ご けってい
生活保護が決定されるまで P 3

せいかつ ほ ご き かた
生活保護の決め方 P 4

せいかつ ほ ご ないよう
生活保護の内容 P 5

せいかつ ほ ご かいし
生活保護が開始されたら P 7

▶ せいかつ ほ ご ひ しきゅうほうほう
生活保護費の支給方法 P 7

▶ せいかつ ほ ご う かた けんり
生活保護を受ける方の権利 P 7

▶ げんめん めんじょ
減免・免除について P 8

▶ いりょうき かん びょういん じゅしん
医療機関（病院など）を受診するには P 8

▶ せいかつ ほ ご う かた ぎ む まも
生活保護を受ける方の義務（守っていただくこと） . . . P10

▶ せいかつ ほ ご ひ へんかん
生活保護費を返還していただくことがあります . . . P11

▶ ち く たんとういん ち く 民生委員
地区担当員（ケースワーカー）と地区民生委員 . . . P13

生活保護とは

私たちは、生活しているうちに、職を失ったり、高齢や病気・けがなどで収入が少なくなり、手持ちの預貯金や資産などを処分するなどやりくりをしても、どうしても生活ができなくなることがあります。

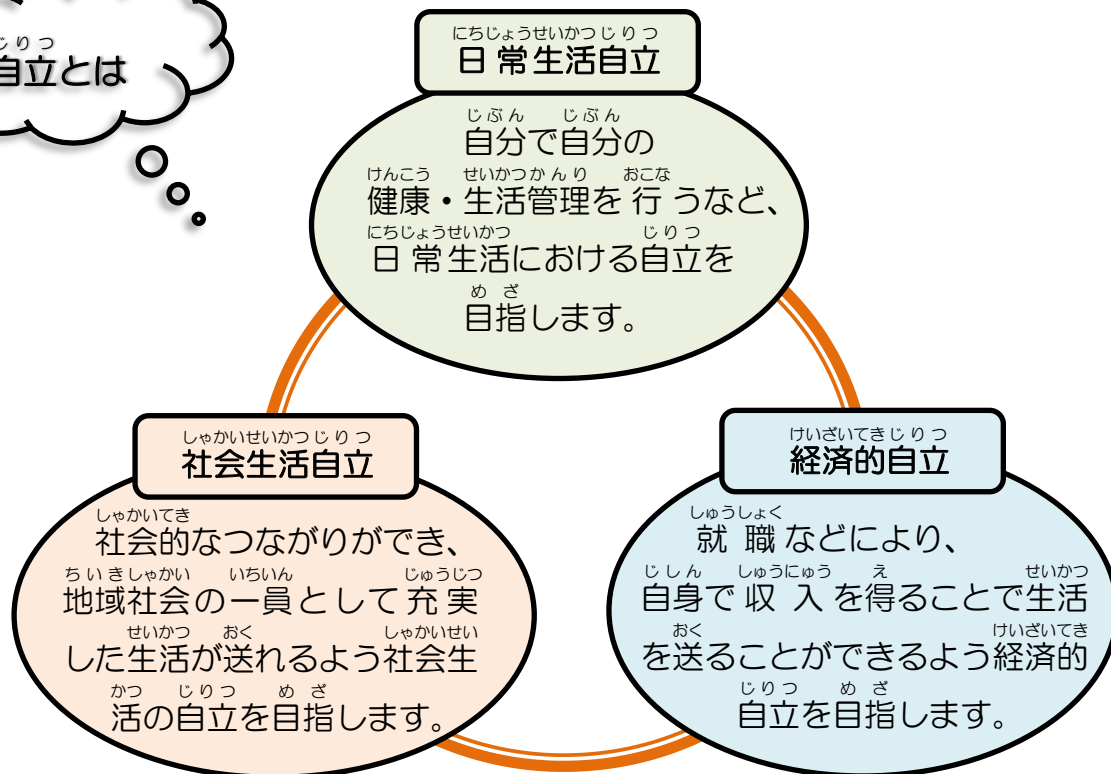
生活保護は、このような時に、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度で、次の法律がもとになっています。

日本国憲法第25条

国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法第1条

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。



生活保護を受けるための要件

資産の活用

預貯金、生命保険、損害保険、学資保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず自分たちの生活のために処分をするなどして、活用できるものは活用していただく必要があります。

ただし、一定の要件はありますが、現在所有の自動車や現在お住いの住宅、生命保険、学資保険などはその保有が認められます。なお、総排気量125cc以下の原動機付自転車については、原則、保有が認められます。

※ 一定の居住用不動産を所有している高齢者世帯に対しては、この不動産を担保として生活費を貸し付ける要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度をご案内する場合があります。

能力の活用

働く能力のある人は、その能力に応じて働く（働いていない場合は、働くための最善の努力をする）ことが必要です。

他の制度の活用

生活保護法以外の制度（健康保険、雇用保険、年金、恩給、手当、労災など）の給付を受けることができる場合は、その手続きをしてください。

【扶養義務者の援助】

要件ではありませんが、扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）から援助を受けることができるときはそれを優先して受けてください。

※ 扶養義務者がいるからといって生活保護が受けられないということはありません。

せいかつ ほ ご けってい 生活保護が決定されるまで

① 相談

現在のお困りごとについてご相談ください。その際は生活状況や資産状況、親族との交流状況などプライベートなこともお聞きするため、できる範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。また、電話での相談もできます。

※ 申請の前に必ず相談しないといけないということはありません。

※ 住まいの無い方でも相談をすることができます。

※ 外国籍の方は、生活保護に準じた取り扱いがあります。

※ 暴力団員は生活保護を利用できません。

② 申請

生活保護を受けるには、原則として本人か扶養義務者または同居の親族からの申請が必要です。（申請主義）

※ 明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

③ 調査

福祉事務所は、生活保護が必要かどうか家庭訪問などを行い、生活状況、世帯員の健康状態、扶養義務者の状況、収入、資産などを調査します。

※ 扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できると判断される場合に行います。虐待などの事情がある場合は、照会を見合わせますので事前にご相談ください。

④ 決定

調査結果をもとに、生活保護が必要かどうか、また必要ならばどの程度なのかを、原則として申請日から14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に決定し、文書で通知します。条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を受けられます。

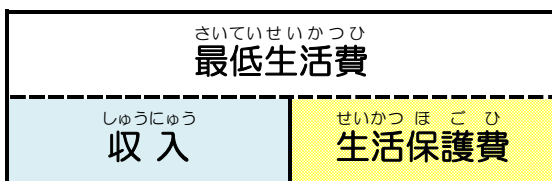
※ 福祉事務所の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、山口県知事に対して審査請求をすることができます。

生活保護の決め方

生活保護は原則として、世帯（生活を共にしている家族など）を単位にしてその世帯の最低生活費と世帯全部の収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合に、その不足する額が保護費として支給されます。

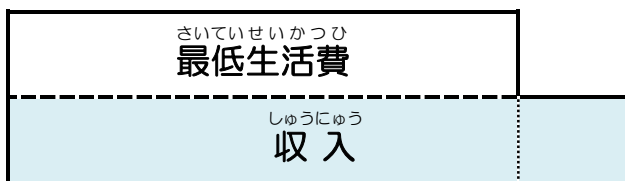
生活保護が受けられる場合

（収入が最低生活費に満たない）



生活保護が受けられない場合

（収入が最低生活費を上回る）



最低生活費

その世帯の実態（人数、年齢、障がいの程度、家賃など）をもとに国の基準により計算した1か月分の生活費。

収入

働いて得た収入、年金、手当など他の法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯全員のすべての収入。

【生活保護は世帯全員が対象です】

生活保護は世帯単位で行います。同居している方が親族ではなくても、同じ家に住んで生活を共にしているといった実態で判断します。



生活保護の内容

生活するうえで必要に応じて、定められた範囲内で次の扶助が受けられます。

生活扶助 生活に必要な食費・衣類・光熱水費などの費用です。

特別の需要がある方に対する加算があります。

- **妊産婦加算** … 妊産婦の方への加算。
- **障害者加算** … 障害の程度や介護の状況などに応じた加算。（障害者加算
ア・イ、重度障害者加算、家族介護加算、他人介護加算）
- **児童養育加算** … 高等学校等終了前の児童を養育する方への加算。
- **母子加算** … ひとり親世帯で、児童を養育している方への加算。
- **冬期加算** … 11月～3月に需要が高まる光熱費に対する加算。
- **介護施設入所者加算** … 介護老人福祉施設等に入所している方への加算。
- **介護保険料加算** … 介護保険一号被保険者（65歳以上）で保険料を普通徴収により納付している方への加算。
- **在宅患者加算** … 結核患者の方、結核患者以外の患者で3か月以上の治療および栄養補給が必要であると認められる方への加算。
- **放射線障害者加算** … 原子爆弾被爆者、原子爆弾被爆者以外で放射線を大量に浴びたことに起因する負傷または疾病患者の方への加算。

住宅扶助 家賃、地代または住宅の修理などの費用です。

福祉事務所が必要と認めた場合は、新居の敷金等や引っ越し費用も支給できる場合があります。

教育扶助 子どもが小中学校で必要な学用品代、給食費などの費用です。

医療扶助 病気やけがの時の診察、薬剤、通院移送費などの費用です。

保険適用内の医療費を扶助します。また、治療材料（眼鏡・コルセットなど）や施術（はり・きゅうなど）も要件に当てはまれば支給できる場合があります。

介護扶助 介護認定を受けている方の介護サービス費用です。

出産扶助 出産に要する費用です。

生業扶助 高等学校の費用や就職に必要な技能・資格習得にかかる費用です。

葬祭扶助 葬祭に要する費用です。

一時扶助 臨時的な生活の必要に応じて支給できる場合があります。

支給については一定の要件や限度額がありますので、事前にご相談ください。

- 被服費 … 衣類、布団類等。
- 家具什器費 … 炊事用具、食器、冷暖房器具等。
- 移送費 … バス、電車、タクシー等の交通費。
- 入学準備金 … 小学校、中学校の入学時に必要なお金。
- 就労活動促進費 … 就労により早期に保護脱却ができると福祉事務所が判断した方に対して支給する就労に向けた活動費。
- その他 … 配電設備費、水道・井戸または下水道設備費、液化石油ガス設備費、家財保管料、家財処分料、妊婦定期検診料、不動産鑑定費用等、除雪費など

その他（生活保護を必要としなくなった方への給付金）

進学・就職準備給付金 高等学校などを卒業して大学などへ進学したり就職する際に、新生活の立ち上げ費用として一時金が支給できる場合があります。

就労自立給付金 安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

生活保護が開始されたら

生活保護費の支給方法

金銭給付と現物給付

生活保護費は金銭で支給する場合（金銭給付）と医療費、介護費のように福祉事務所が直接、医療機関や介護機関に支払いをする場合（現物給付）があります。

※金銭給付は、口座振込の手続きで指定いただいた金融機関口座への振り込みが基本ですが、状況により口座振込を中止し、窓口支給とすることがあります。

毎月の保護費

原則として毎月5日（その日が土日祝日の場合は、その直前の平日）に支給します。

一時的な保護費

アパートの契約更新料など臨時で必要となる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給します。

生活保護を受ける方の権利

生活保護を受けている方は、次のような権利が保障されています。

- 正当な理由なく、保護費を削減されたり、生活保護が受けられなくなったりすることはありません。（法第56条）
- 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。（法第57条・58条）
- 保護費の内容に不服があるときは、決定のあった日の翌日から数えて3か月以内に、山口県知事に対して審査請求ができます。（法第64条）

減免・免除について

生活保護を受けている方は、次のような減免および免除が受けられます。

- 国民年金保険料の免除
- 市県民税・固定資産税の減免
- NHK放送受信料の免除
- インフルエンザ予防接種の自己負担額の免除（65歳以上の方が対象）
- 新型コロナ予防接種の自己負担額の免除（65歳以上の方が対象）
- 肺炎球菌予防接種の自己負担額の免除（65歳の方が対象）



医療機関（病院など）を受診するには

1) 病院など医療機関の初診時には「診療依頼書」が必要です。診療依頼書は、福祉事務所、各総合支所の福祉窓口または各地域交流センター（次は除く。大宮・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東）で交付します。同じ病気やけがで同じ医療機関に続けて受診する場合は、生活保護受給証を提示してください。休日・夜間・急病などのやむを得ない理由で診療依頼書を受け取りに来られない場合は、「医療依頼証（休日・夜間用）」を提示して受診してください。その場合は、後日の電話で構いませんので、福祉事務所に連絡してください。

2) 医療機関は、生活保護法に基づいて指定された病院・医院・診療所を受診してください。指定されていない医療機関を受診された場合は、自費（医療費全額が自己負担）になることがあります。

なお、原則、できるだけ近くの医療機関を受診していただくことになります。

3) 診療依頼書は、一つの病院に一枚必要です。総合病院で複数の診療科を受診する場合も一枚で受診できます。ただし、同じ総合病院の歯科にも受診する場合は、別にもう一枚が必要になります。

なお、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することはできません。

4) 生活保護を受給中は、国民健康保険および後期高齢者医療保険には加入できません。国民健康保険証および後期高齢者医療保険被保険者証は返還してください。社会保険への加入はできます。

社会保険に加入している方（本人または被扶養者）は、診療依頼書とともに健康保険証（または資格確認書）を医療機関に提示してください。診療依頼書がないときは、生活保護を受給中であることを伝えてください。伝えずに受診すると、自己負担分の医療費を請求される場合があります。

社会保険の資格を取得または喪失したときは、福祉事務所へ連絡してください。

5) 交通事故や傷害などによる負傷の治療は、第三者行為の扱いとなりますので、生活保護では受診できません。このような場合は、福祉事務所にご相談ください。



※要件を満たせば、健康保険証（または資格確認書）の提示に代えて、マイナンバーカードによる資格確認にて受診することもできます。

生活保護を受ける方の義務（守っていただくこと）

届け出の義務（法第61条）

あなたの届け出をもとにして生活保護の内容を決めますので、世帯の収入、支出、その他の生活状況に変動があったときは、すぐに福祉事務所に届けてください。また、収入申告書や求職活動状況申告書など、福祉事務所から提出を求められた書類については、期限内に提出しなければなりません。

正しく収入申告をすれば、次のような控除を受けることができます。
また、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

就労収入に対する控除	
① 基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて一定の金額を控除。
② 未成年者控除	未成年者の就労に対し、基礎控除の他に一定の金額を控除。
③ その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除します。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など早期自立の費用に充てられると福祉事務所が認めたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。	

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する際にご相談ください。

指導・指示に従う義務（法第62条）

あなたの世帯の生活の維持・向上など、適切な生活保護を実施するために、福祉事務所が行う指導・指示に従ってください。指導・指示に従わないときは、生活保護が受けられなくなることがあります。

生活上の義務（法第60条）

働ける方はその能力に応じて働き、収入を得ることができるよう努めてください。病気やけがで働けない方は病院を受診し、治療に専念してください。住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞りなく支払わなければなりません。また、保護費を計画的に使い、生活の維持・向上を図らなければなりません。

譲渡禁止（法第59条）

生活保護を受ける権利は他人に譲り渡すことはできません。

その他にも次のことなどが禁止されています。

- 自動車は原則、保有も使用も認められません。ただし、通勤用、障害者の通院・通所用、交通へき地の場合などに保有や使用が認められる場合があります。また、半年以内に就労自立の可能性がある場合に自動車の処分が保留される場合があります。
- 新たに借金をすることはできません。ただし、奨学金など公的な貸付は認められる場合がありますため、必ず事前に福祉事務所にご相談ください。
- 福祉事務所に無断で病院を受診したり、同じ病気やけがで複数の病院を重複して受診することや、同じ内容の薬を複数の病院で処方してもらってははいけません。

生活保護費を返還していただくことがあります

生活保護費（医療費を含む）の返還（法第63条）

- ① 収入の増加や生活状況・世帯状況の変化などにより、既に支給した生活保護費が結果として多かったときは、多かった分を返還していただきます。
- ② 急迫した事情などのため、資力がありながら生活保護を受け始めた場合には、支給した生活保護費を、資力の範囲内で返還していただくことがあります。

- 【例】 ● 年金を申請して 遡 っ て受け取ったとき。
 ● 交通事故などで損害賠償（示談金や保険金）を受けたとき。
 ● 生命保険などの保険給付金を受け取ったとき。
 ● 不動産（土地や建物）、自動車などが売れたとき。

資力（預貯金・生命保険・土地建物・交通事故の損害賠償・手当や年金の受給権・遺産相続など）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん生活保護を開始します。

ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した生活保護費（医療費や介護費を含む）を 遡 っ て返還していただきます。このとき、世帯の自立更生のために充てられると認められるものについては、一部が返還免除される場合があります。

不正受給の費用徴収と罰則（法第78条・法第85条）

故意に届け出を怠ったり、事実と違う申請をして不正に生活保護費を受け取ったときは、生活保護費を返還しなければなりません。そのため、世帯の誰かに収入があったときは速やかに申告してください。悪質であると判断された場合は、法律により罰せられることがありますので、届け出の義務を守っていただき、わからないことがあればご相談ください。

※福祉事務所は、定期的に市町村税務部局や日本年金機構などに対して、資産や収入の状況について調査をします。

ち く たんとういん 地区担当員（ケースワーカー）と ち く みんせいいいん 地区民生委員

ち く たんとういん 地区担当員（ケースワーカー）

せいかつ ほ ご かいし 生活保護が開始になると、ふくしじむしょ ち く たんとういん 福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）がていき 定期的にてき かていほうもん せいかつ ほ ご てきせい じっし しゅうにゅう せいかつじょうきょう 家庭訪問し、生活保護を適正に実施するために収 入 や生活状 況 などについてお聞きします。

また、せいかつじょう なや こま そうだん おう 生活上のお悩みやお困りごとの相談に応じます。

そうだん う たにん も 相談を受けたことを他人に漏らすことはありません。

せたい ち く たんとういん あなたの世帯の地区担当員（ケースワーカー）は、

です。

ち く みんせいいいん 地区民生委員

こうせいろうどうだいじん いしよく う しゃかいふくしぜんばん たんとう ち い き みな 厚生労働大臣の委嘱を受けて社会福祉全般にわたって、担当する地域の皆さんのそうだん あいて ひと 相談相手となる人です。

ふくしじむしょ きょうりょくかんけい あんしん そうだん 福祉事務所と協 力 関係にありますので安心して相談してください。

そうだん う たにん も 相談を受けたことを他人に漏らすことはありません。

よろしくお願いします

